

河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金募集要項

I. 給付金の概要

1. 趣旨

エネルギー価格の高騰により影響を受ける河内長野市内の中小企業等（注1）に、事業の継続を支援することを目的として河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付します。

[注1]

中小企業基本法第2条に規定する法人及び個人事業主です。ただし、大企業が実質的に経営に参画している、みなし大企業は除きます。その他法人種別につきましてはお問合せください。

2. 対象経費

(1) 給付金の対象経費は、令和5年1月から同年6月までの間、市内事業所の事業活動に要した光熱費又は燃料費のいずれかの合計額となります。

なお、光熱費と燃料費の考え方は次の表のとおりとなります。

光熱費	燃料費
・電気 ・ガス ・灯油（暖房設備に使用するもの）	・ガソリン ・軽油 ・重油 ・その他燃料費等

※光熱費と燃料費のいずれかの対象経費が5万円以上であることが必要です。

光熱費と燃料費を合計して対象経費を算出することはできません。

(2) ガスとは都市ガス及びLPガスをいいます。

(3) 事業用と家庭用の請求が分かれていない場合、確定申告と同様の費用割合で按分し、事業用のみが対象となります。

(4) 申請者が実質的に負担する経費のみが対象となります。

(例) 申請者が貸している不動産物件について、借主から電気料金・ガス料金を徴収し、申請者が一括して支払いを行う場合、その徴収分を除く。

(5) 他者への販売を目的として購入したものは対象外となります。

3. 対象者

令和5年6月30日以前に開業しており、下記の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 河内長野市内に主たる事業所を有する中小企業等であること。

(2) 申請時点で営業実態があり、今後も事業を継続する意思があること。

(3) 対象経費が5万円以上であること。ただし、令和5年1月1日から同年6月30

日までに開業した者（以下「新規開業者」という。）は、この限りではない。

- (4) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
- (5) 確定申告をしていること。ただし、新規開業者はこの限りでない。
- (6) 法人については、市に法人設立・開設・異動申告書を提出していること。
- (7) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得又は給与所得で確定申告をしている個人事業主にあつては、被雇用者や被扶養者でないこと。
- (8) 本市が、令和5年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金を活用して実施する他の価格高騰対策に係る給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助給付金を除く。）の交付の対象でないこと。本市が実施する価格高騰対策に係る主な給付金については、下記表を参照ください。

主な給付金名称	担当課
河内長野市福祉・医療関係事業所等 物価高騰等対策支援給付金	障がい福祉課 生活福祉課 子ども子育て課 介護保険課 地域福祉高齢課 健康推進課
河内長野市農業者物価高騰等対策支援金	農林課
河内長野市林業者物価高騰等対策支援金	農林課

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する下記の中企業等は対象となりません。

- (ア) 中企業等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。または法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
- (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

4. 交付額

対象経費に応じ、下記の金額を交付します。なお給付金の交付は、1対象者につき1回のみ申請とします。

区分	対象経費	交付額
①	50,000円以上150,000円未満	10,000円
②	150,000円以上450,000円未満	50,000円
③	450,000円以上	100,000円

【交付額の考え方について】

<ケース1>

月	光熱費		燃料費	
1月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
2月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
3月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
4月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
5月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
6月	電気	10,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	8,000円		
合計		108,000円		36,000円

・光熱費が50,000円以上150,000円未満(区分①)のため、交付額は区分①の**10,000円**となります。

<ケース2>

月	光熱費		燃料費	
1月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		
2月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		
3月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		
4月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		

5月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		
6月	電気	20,000円	ガソリン	12,000円
	ガス	15,000円		
合計		210,000円		72,000円
<p>・光熱費が150,000円以上450,000円未満（区分②）、 燃料費が50,000円以上150,000円未満（区分①）のため、 交付額は、額が大きい区分②の50,000円となります。</p>				

<ケース3>

月	光熱費		燃料費	
	1月	電気	5,000円	ガソリン
ガス		3,000円		
2月	電気	5,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	3,000円		
3月	電気	5,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	3,000円		
4月	電気	5,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	3,000円		
5月	電気	5,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	3,000円		
6月	電気	5,000円	ガソリン	6,000円
	ガス	3,000円		
合計		48,000円		36,000円
<p>・光熱費、燃料費ともに対象経費が50,000円未満のため、申請対象にはなりません。 (光熱費と燃料費を合計して対象経費とすることはできません。)</p>				

5. 新規開業の特例

新規開業者の給付金の額は、新規開業特例対応表のとおりとする。

<新規開業特例対応表>

対象経費が1箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	8,000円以上25,000円未満	2,000円
②	25,000円以上75,000円未満	9,000円
③	75,000円以上	17,000円
対象経費が2箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	16,000円以上50,000円未満	4,000円

②	50,000円以上150,000円未満	17,000円
③	150,000円以上	34,000円
対象経費が3箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	25,000円以上75,000円未満	5,000円
②	75,000円以上225,000円未満	25,000円
③	225,000円以上	50,000円
対象経費が4箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	33,000円以上100,000円未満	7,000円
②	100,000円以上300,000円未満	34,000円
③	300,000円以上	67,000円
対象経費が5箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	41,000円以上125,000円未満	9,000円
②	125,000円以上375,000円未満	42,000円
③	375,000円以上	84,000円
対象経費が6箇月分である場合		
	対象経費	交付額
①	50,000円以上150,000円未満	10,000円
②	150,000円以上450,000円未満	50,000円
③	450,000円以上	100,000円

II. 申請手続き

1. 申請期間

令和5年7月18日（火曜日）から令和5年12月28日（木曜日）まで

※12月28日 消印有効

2. 申請方法

(1) 申請書等の受取方法

①河内長野市のホームページからダウンロード

②河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金等事務局（市役所内）、河内長野市商工会等での受取

(2) 申請書類の提出

本給付金の要件を満たし申請を希望する事業者は、申請に必要な書類を添付して、次の宛先に郵送してください。

【申請書類の宛先】

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金等事務局

<申請書類の取扱い>

- ・申請書類に記入漏れ等の不備があった際は、書類を郵送により返却することがあります。この場合、必要な修正を行ったうえで再申請していただくことになります。
- ・申請書類に不足等があった場合は、追加で郵送いただくことになります。
- ・申請書類の不足や内容の不備等が、本市が指定する期日までに解消されなかったときは、当該申請を取り下げたものとします。
- ・受付後の申請書類の返却はいたしません。

(3) 申請に必要な書類

【法人・個人事業主 共通書類】

①	河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金交付申請書兼請求書
②	誓約・同意書
③	<p>対象経費算出表・対象経費の領収証の写し（検針票も可）</p> <p>※領収証の写しの代わりに通帳の写しも可（表紙と該当するページを提出してください）。ただし〇月分及び使用場所の記載がない場合は、購入先に確認の上、余白に手書きで記載すると共に、直近の領収証（検針票）を1箇月分添付してください。</p> <p>※原則として、領収証等の契約者が申請者と一致していることが必要です。不一致の場合には当該領収証等が申請者の経費であることが分かる資料を添付してください。</p> <p>※宛名が記載されていないレシートは、原本に宛名を記載し、その写しを添付してください。</p> <p>※多くの事業所を有し事務が煩雑になる場合、税理士が確認又は作成した総勘定元帳を領収証の写しの代わりとすることができます。なお、元帳写しの余白部分に確認（作成）した税理士の氏名及び所属する事業所の名称・所在地を記入してください。</p>

【法人の場合】

①	振込先が確認できるもの（法人名義の通帳等の写し）
②	<p>直近1年分の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書</p> <p>※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものを提出してください。</p>
③	直近1年分の光熱費又は燃料費が確認できる書類（総勘定元帳、決算書、損益計算書など）
④	<p><新規開業の特例を用いて申請する場合></p> <p>開業日が確認できる書類（登記簿謄本等の写し）</p>
⑤	その他市長が必要と認める書類

【個人事業主の場合】

①	振込先が確認できるもの（本人名義の通帳等の写し）
②	代表者の本人確認書類（運転免許証（表・裏）等の写し）
③	<青色申告の場合> 令和4年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書 <白色申告の場合> 令和4年分の確定申告書第一表及び収支内訳書 ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるものを提出してください。
④	<確定申告書で河内長野市内の主たる事業所が確認できない場合> 市内での営業実態を確認できる書類（屋号が確認できる賃貸借契約書等）
⑤	<新規開業の特例を用いて申請する場合> 開業日が確認できる資料（開業届等の写しなど）
⑥	<フリーランスで主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合> 業務委託契約等の契約書の写し
⑦	その他市長が必要と認める書類

Ⅲ. 給付金の交付

1. 給付金の交付の決定

審査の結果、適正と認められるときは給付金を交付します。

2. 給付金の交付の通知

(1) 給付金の交付を決定したときは、交付に関する通知をします。

(2) 給付金の交付が不相当であると認められたときは、不交付に関する通知をします。

3. 給付金の交付

給付金は「河内長野市会計管理者」より振込いたします。

Ⅳ. 給付金の交付の取消しと返還

1. 交付決定の取消し

(1) 給付金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚したときは給付金の交付決定を取り消します。

(2) 給付金の交付を取り消したときは、取消しに関する通知をします。

2. 給付金の返還

交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る給付金をすでに交付していたときは、給付金を返還していただきます。

Ⅴ. その他

1. 給付金の審査・支給に関する事務に限り、提出いただいた申請書類について所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。

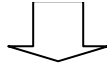
2. 支給決定後の調査等により、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合は、事業者名を公表することがあります。

VI. 問合せ

河内長野市エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金等事務局

電話 0721-53-1120 (代表)

切り取って封筒の宛名としてお使いください。



〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市エネルギー価格

高騰対策事業者支援給付金等事務局 行